

3-9. 生物多様性条約科学技術助言補助機関第 15 回会合

生物多様性条約（Convention on Biological Diversity、CBD）の科学技術助言補助機関（Subsidiary Body on Scientific, Technical and Technological Advice、SBSTTA）の第 15 回会合（SBSTTA15）は、2011 年 11 月 7～11 日に、カナダ・モントリオールにある国際民間航空機関（ICAO）本部を会場として、開催された¹。締約国政府代表、国際機関、NGO、産業界、学界、先住民団体等から 400 名を超える参加があった。以下にその概要を報告する²。

SBSTTA は、CBD の実施に関連した課題に対して科学的・技術的立場からの評価、締約国会議（Conference of Parties、COP）に対する助言を行う機関であり、学際的な性格を有し、関連する専門分野についての知識を有する政府の代表者により構成される。今回の SBSTTA15 は COP10 以降初めての会合である。COP10 で採択された 2011～2020 年の戦略計画（愛知目標）の進捗を各国・地域・世界レベルでどう評価するか、いわゆる指標枠組みのほか、生物多様性の持続可能な利用、生態系回復の支援策、世界分類イニシアティブ（Global Taxonomy Initiative、GTI）のための能力構築、侵略的外来種（Invasive Alien Species、IAS）に関する国際基準、内陸水の生物多様性、北極圏の生物多様性、SBSTTA の有効性を改善する方策について、それぞれ議論し、COP11（2012 年、インド・ハイデラバード）への勧告案を採択した。

(1) 2020 年戦略計画の指標枠組み

COP10 で 2011 年から 10 年の新戦略計画が採択され、SBSTTA に対して技術的戦略、指標、マイルストーン等を検討することが付託され、技術専門家グループが設置された。COP11 では新戦略目標の実施をモニターするためのツール、ガイダンスの開発について検討することになっている。これを受けて、技術専門家グループは、20 の愛知目標ごとに、戦略、指標、マイルストーンを提案した。SBSTTA15 ではこれらの優先順位、利用戦略について議論が行われた。その結果、愛知目標の達成を評価するための指標枠組みの有用性を認識し、各国の個別状況に応じた柔軟な活用の推進、指標の適用手法や評価手法等に関する実践的ツールの作成、追加的指標の開発と優先的に使われる指標の絞り込み等を含む勧告案を採択した。

(2) 生物多様性の持続可能な利用

COP10 の決定で、熱帯・亜熱帯諸国における小規模食糧・収入選択枝の開発、景観の観点に基づく持続可能な利用について、検討・報告することが要請された。これら諸国における哺乳類・鳥類・爬虫類・両生類の過度な利用は食糧保障や生活を脅かすとともに、生物多様性喪失の深刻な要因となっている。今回採択された勧告案では、景観の観点に基づく生物多様性の

¹ JBA からは藪崎義康が出席した。

² 詳細については、CBD 事務局のウェブサイトに公式報告書を含め、会議文書が掲示されているので、参照されたい。<http://www.cbd.int/doc/?meeting=sbstta-15>（2012 年 2 月 25 日最終アクセス）

持続可能な利用の推進、持続可能な利用に関するアジス・アベバ原則とガイドラインの活用、エコシステム・アプローチの適用、野生鳥獣（ブッシュミー）の適切な管理・協力を求めるとともに、我が国からの提案で、景観レベルの持続可能な利用促進ツールとして、SATOYAMA イニシアティブの有用性認識が挙げられた。

(3) 生態系回復の支援策

生態系の回復は、愛知目標15「2020年までに、劣化した生態系の15%以上を回復し、生態系の保全・回復を通じ、気候変動の緩和・適応、砂漠化防止に貢献する」に掲げられているように、新戦略目標の中核的要素の1つであり、COP11では生態系の回復の方途を見だし、回復のためのガイドラインを作成することになっている。今回採択された勧告案では、生態系の回復はあくまで過去に劣化した生態系を改善する最終手段であることを再確認し、関係機関と連携しつつ、既存のガイダンスを強化するとともに、実践的なガイドラインを作成する等の取り組みを実施することを提案した。また、地域・サブ地域ごとのワークショップ開催等、能力構築の必要性も強調された。

(4) GTI のための能力構築

COP10では、分類学のニーズと能力把握のためのアセスメント実施、分類学能力構築戦略の作成、科学技術協力のための生物標本の越境移動の推進、GEF等からの資金導入の促進を含む決定が採択された。SBSTTA15では、勧告案の包括的な内容では合意に至ったが、GTI調整メカニズムが提案した愛知目標達成に向けた能力開発戦略案については、詳細に立ち入らず、事務局が各国から意見を聴取した後、次回SBSTTA16で議論することとなった。

(5) IAS に関する国際基準

COP10では、侵略的外来種、特にペット、水族館・動植物園での展示生物、生き餌・生食料として導入された侵略的外来種に関する既存の国際的な規制枠組みのギャップ解消に向けた検討が決定された。2011年2月に開催された専門家グループ会合では、IASの拡散を防止するための基準、IAS導入のリスク最小化、影響回避について議論が行われた。SBSTTA15では、国際基準・ガイドラインの適用を推進するなど、既存枠組みを活用するとともに、インターネット取引等の新たな取引形態への対応、税関における分類学的能力の向上、WTO/SPS協定³等の関連機関との連携の必要性等をCOP11への勧告案とした。

(6) 内陸水の生物多様性

COP10では、水利用政策、気候変動の適応と緩和等に内陸水が果たす役割が確認されたほか、水循環と関連する生態系サービス提供に対する生物多様性の役割に関して専門家グループ

³ 衛生植物検疫措置の適用に関する協定 (Sanitary and Phytosanitary Measures)

を開催することが決定された。SBSTTA15では、水の循環・淡水資源が条約のあらゆる分野と深く関係することを認識するとともに、ラムサール条約との連携強化、普及啓発の推進等を内容とする勧告案を採択した。

(7) 北極圏の生物多様性

COP10決定に基づき、CBD事務局は北極評議会に対して北極の生物多様性に関する情報の提供を要請した。SBSTTAでは、この報告を歓迎するとともに、今後のCBDと評議会の協力を奨励するという勧告案を採択した。

(8) SBSTTAの有効性改善策

SBSTTA15勧告案では、CBD事務局長に対して、現状のSBSTTA作業に関する情報提供等を要請した。なお、生物多様性と生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム(Intergovernmental Science-Policy Platform on Biodiversity and Ecosystem Services、IPBES)との関係では、IPBESの活動が始まっていないことから、第1回IPBES会合へのSBSTTA議長の出席を奨励し、次回SBSTTA16で協力の在り方を検討することとした。

次回SBSTTA16は、2012年4月30日～5月4日に、カナダ・モントリオールで開催される予定である。作業プログラムの実施に関する残る課題、特に、内陸の生物多様性、海洋・沿岸の生物多様性、生物多様性と気候変動等が議論されることになっている。このSBSTTA16と引き続き開催の条約実施作業部会(Working Group on Review and Implementation、WGRI)の第4回会合で、COP11に対する勧告案が出揃うことになる。

なお、SBSTTA15の会期中、11月10日(木)の昼食時に、IUCN(国際自然保護連合)による名古屋議定書の解説に関するサイドイベントがあった。IUCNの環境法センター(Environmental Law Centre)のThomas Greiber氏とグローバル政策ユニット(Global Policy Unit)のSonia Pena Moreno氏の2人の専門家による「An IUCN Explanatory Guide to the Nagoya Protocol on Access and Benefit-Sharing」と題する議定書の解説ガイドの初版(Ver.1.0、340頁)がお披露目となった⁴。本ガイドは名古屋議定書の交渉に関わっていない人、法律を専門としない人にもわかりやすいように、背景を説明しながら、できる限り中立的な立場で解説したという。IUCNでは、同じような解説ガイドの作成を、CBDのカルタヘナ議定書、FAOの食料農業植物遺伝資源条約についても行った経験があり、数回にわたる意見募集・改訂のプロセスを経て、2012年10月のCOP11で公表したいとのことであった。

⁴ http://www.iucn.org/about/work/programmes/environmental_law/elp_resources/documents_for_review/ (2012年2月25日最終アクセス) 現在、同ガイドのVer.1.1が掲載されており、意見募集が行われている。